



目 次

規 則	ペー ジ
◎職場適応訓練委託実施規則の一部を改正する規則	1
◎高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県立文学館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
◎高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
◎高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
◎高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
◎高知県養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則	2
◎高知県公共用財産管理条例施行規則の一部を改正する規則	3

規 則

職場適応訓練委託実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月23日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第69号

職場適応訓練委託実施規則の一部を改正する規則

職場適応訓練委託実施規則（昭和39年高知県規則第10号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「◎」及び「㊦」を削る。

別記第2号様式中「◎」及び「㊦」を削る。

別記第3号様式及び別記第6号様式中「㊦」を削る。

別記第7号様式中

「代表者氏名 ◎」

を

「代表者氏名 」

に、
「公共職業安定所長 ㊦」

を
「公共職業安定所長 」

に改める。

別記第8号様式及び別記第9号様式中「◎」を削る。

別記第10号様式から別記第12号様式までの規定中「◎」及び「㊦」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月23日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第70号

高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和51年高知県規則第62号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「◎」を削る。

別記第2号様式中「㊦」を削る。

別記第3号様式中「◎」を削る。

別記第4号様式、別記第6号様式及び別記第7号様式中「㊦」を削る。

別記第8号様式中「◎」を削る。

別記第9号様式中「㊦」を削る。

別記第10号様式及び別記第11号様式中「◎」を削る。

別記第12号様式中「㊦」を削る。

別記第13号様式中「◎」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月23日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第71号

高知県立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年高知県規則第52号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「◎」を削る。

別記第3号様式及び別記第4号様式中「㊦」を削る。

別記第5号様式中「◎」を削る。

別記第6号様式中「㊦」を削る。

別記第6号様式の2中「◎」を削る。

別記第6号様式の3中「㊦」を削る。

別記第7号様式中「◎」を削る。

別記第8号様式、別記第15号様式及び別記第16号様式中「㊦」を削る。

別記第17号様式から別記第19号様式までの規定中「◎」を削る。

別記第20号様式から別記第22号様式までの規定中「㊦」を削る。

別記第23号様式から別記第26号様式までの規定中「◎」を削る。

別記第27号様式及び別記第28号様式中「㊦」を削る。

別記第29号様式中「◎」を削る。

別記第30号様式中「㊦」を削る。

別記第31号様式中「◎」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県立文学館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月23日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第72号

高知県立文学館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立文学館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成9年高知県規則第34号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「◎」を削る。

別記第2号様式中「㊦」を削る。

別記第3号様式中「◎」を削る。

別記第4号様式中「㊦」を削る。

別記第4号様式の2中「◎」を削る。

別記第4号様式の3中「㊦」を削る。

別記第5号様式中「◎」を削る。

別記第6号様式、別記第11号様式及び別記第12号様式中「㊦」を削る。

別記第13号様式及び別記第14号様式中「◎」を削る。

別記第15号様式及び別記第16号様式中「㊦」を削る。

別記第17号様式及び別記第18号様式中「◎」を削る。

別記第19号様式中「㊦」を削る。

別記第20号様式中「◎」を削る。

別記第21号様式中「㊦」を削る。
別記第22号様式中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月23日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第73号

高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年高知県規則第50号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊦」を削る。

別記第2号様式中「㊦」を削る。

別記第3号様式中「㊦」を削る。

別記第4号様式中「㊦」を削る。

別記第4号様式の2中「㊦」を削る。

別記第4号様式の3中「㊦」を削る。

別記第5号様式中「㊦」を削る。

別記第6号様式、別記第10号様式及び別記第11号様式中「㊦」を削る。

別記第12号様式及び別記第13号様式中「㊦」を削る。

別記第14号様式及び別記第15号様式中「㊦」を削る。

別記第16号様式及び別記第17号様式中「㊦」を削る。

別記第18号様式中「㊦」を削る。

別記第19号様式中「㊦」を削る。

別記第20号様式中「㊦」を削る。

別記第21号様式中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月23日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第74号

高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊦」を削る。

別記第2号様式中「㊦」を削る。

別記第3号様式中「㊦」を削る。

別記第4号様式中「㊦」を削る。

別記第5号様式中「㊦」を削る。

別記第6号様式中「㊦」を削る。

別記第7号様式中「㊦」を削る。

別記第8号様式、別記第13号様式及び別記第14号様式中「㊦」を削る。

別記第15号様式及び別記第16号様式中「㊦」を削る。

別記第17号様式及び別記第18号様式中「㊦」を削る。

別記第19号様式及び別記第20号様式中「㊦」を削る。

別記第21号様式中「㊦」を削る。

別記第22号様式中「㊦」を削る。

別記第23号様式中「㊦」を削る。

別記第24号様式中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月23日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第75号

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成27年高知県規則第70号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊦」を削る。

別記第2号様式中「㊦」を削る。

別記第3号様式中「㊦」を削る。

別記第4号様式中「㊦」を削る。

別記第5号様式中「㊦」を削る。

別記第6号様式中「㊦」を削る。

別記第7号様式中「㊦」を削る。

別記第8号様式、別記第14号様式及び別記第15号様式中「㊦」を削る。

別記第16号様式及び別記第17号様式中「㊦」を削る。

別記第18号様式及び別記第19号様式中「㊦」を削る。

別記第20号様式及び別記第21号様式中「㊦」を削る。

別記第22号様式中「㊦」を削る。

別記第23号様式中「㊦」を削る。

別記第24号様式中「㊦」を削る。

別記第25号様式中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月23日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第76号

高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和50年高知県規則第15号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「㊦」を削る。

別記第3号様式、別記第4号様式、別記第9号様式及び別記第10号様式中「㊦」を削る。

別記第11号様式中「㊦」を削る。

別記第12号様式中「㊦」を削る。

別記第13号様式及び別記第14号様式中「㊦」を削る。

別記第15号様式中「㊦」を削る。

別記第16号様式中「㊦」を削る。

別記第17号様式中「㊦」を削る。

別記第18号様式中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月23日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第77号

高知県養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則

高知県養蜂振興法施行細則（平成24年高知県規則第88号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊦」を削り、同様式注1を削り、同様式注2を同様式注1とし、同様式注3を同様式注2とし、同様式注4を同様式注3とし、同様式注5を同様式注4とし、同様式注6を同様式注5とする。

別記第2号様式中「㊦」を削り、同様式注1を削り、同様式注2を同様式注1とし、同様式注3を同様式注2とする。

別記第3号様式中「㊦」を削り、同様式注を次のように改める。

注 「蜜蜂の飼育の場所」欄は、字及び地番まで記入してください。

別記第4号様式及び別記第5号様式中「㊦」を削る。

別記第6号様式中「㊟」を削り、同様式注1を削り、同様式注2を同様式注1とし、同様式注3を同様式注2とし、同様式注4を同様式注3とし、同様式注5を同様式注4とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県公共用財産管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月23日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第78号

高知県公共用財産管理条例施行規則の一部を改正する規則

高知県公共用財産管理条例施行規則（昭和47年高知県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「がある場合には」を「がいるときは」に改め、同条第5号中「必要と」を「必要があると」に改める。

第3条及び第5条第1項中「必要と」を「必要があると」に改める。

別記第1号様式中

「 住所
氏名 ㊟
（法人にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及
び代表者の職・氏名 ） 」

を

「申請者 住所
氏名
（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称）
及び代表者の職・氏名
電話番号 」

に改め、同様式備考1中「に掲げるもの」を「の書類」に、「必要と」を「必要があると」に改め、同様式備考2中「上記の」を「1の(1)から(5)までの」に改める。

別記第2号様式中

「 住所
氏名 ㊟
（法人にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及
び代表者の職・氏名 ） 」

を

「申請者 住所
氏名
（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称）
及び代表者の職・氏名
電話番号 」

に改める。

別記第3号様式中

「 住所
氏名 ㊟
（法人にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及
び代表者の職・氏名 ） 」

を
 「申請者 住所
 氏名
 （法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称）
 及び代表者の職・氏名
 電話番号
 」
 に改め、同様式備考1中「に掲げるもの」を「の書類」に、「必要と」を「必要があると」に改め、同様式備考2中「上記の」を「1の(1)から(5)までの」に改める。

別記第4号様式中
 「 住所
 氏名 ㊟
 （法人にあつては、主たる
 事務所の所在地、名称及
 び代表者の職・氏名 ） 」

を
 「申請者 住所
 氏名
 （法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称）
 及び代表者の職・氏名
 電話番号
 」
 に、「（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）」を「（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）」に、

「
 ㊟
 」

を
 「
 ㊟
 」

に改める。
 別記第5号様式及び別記第6号様式中
 「 住所
 氏名 ㊟
 （法人にあつては、主たる
 事務所の所在地、名称及
 び代表者の職・氏名 ） 」

「及び代表者の職・氏名 / 」

を
 「届出者 住所
 氏名
 （法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称）
 及び代表者の職・氏名
 電話番号
 」

に改める。
附 則
 （施行期日）
 1 この規則は、公布の日から施行する。
 （経過措置）
 2 この規則による改正前の高知県公共用財産管理条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の高知県公共用財産管理条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。